

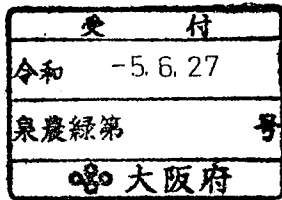
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

大阪府知事 殿  
(大阪府泉州農と緑の総合事務所長 殿)



提出者  
住 所 大阪府高石市高砂一丁目6番地  
氏 名 三井化学株式会社 大阪工場  
執行役員大阪工場長 岡田 一成  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 072-268-3506

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井化学株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪府高石市高砂一丁目6番地
計画期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製品出荷額：226,345,052千円
③従業員数	677名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	排 出 量	835.812 t	71.61 t
	（これまでに実施した取組） ・タンク開放時の系内回収量アップによる処分量の削減。 ・溶媒リサイクル利用の強化。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	排 出 量	840 t	72 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状どおり特別管理廃棄物の削減に努める。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃液の種類ごとに分別回収している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃液の種類ごとに分別回収の継続

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
1.328 t	183.46 t	0.004 t	0.12 t
【目標】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
1.3 t	180 t	0.004 t	0.1 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
25.194 t	94.011 t	1.28 t	2.07 t
【目標】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
25 t	94 t	1.3 t	2.1 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
27.09 t	4 t	— t	— t
【目標】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
27 t	4 t	— t	— t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） ・実績なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
【目標】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
【目標】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
- t	- t	- t	- t
【目標】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
- t	- t	- t	- t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
【目標】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t



(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
— t	— t	— t	— t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
【目標】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	全処理委託量	835.812 t	71.61 t
	優良認定処理業者への処理委託量	775.632 t	71.61 t
	再生利用者への処理委託量	572.94 t	16.04 t
	認定熱回収業者への処理委託量	8.67 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	254.202 t	55.57 t
（これまでに実施した取組） ・不定期ではあるが処理状況の現地確認を行っている。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
— t	— t	— t	— t
【目標】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
— t	— t	— t	— t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
強酸	強酸（有害）	強アルカリ	感染性廃棄物
1.328 t	183.46 t	0.004 t	0.12 t
1.328 t	183.46 t	0.004 t	0.12 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

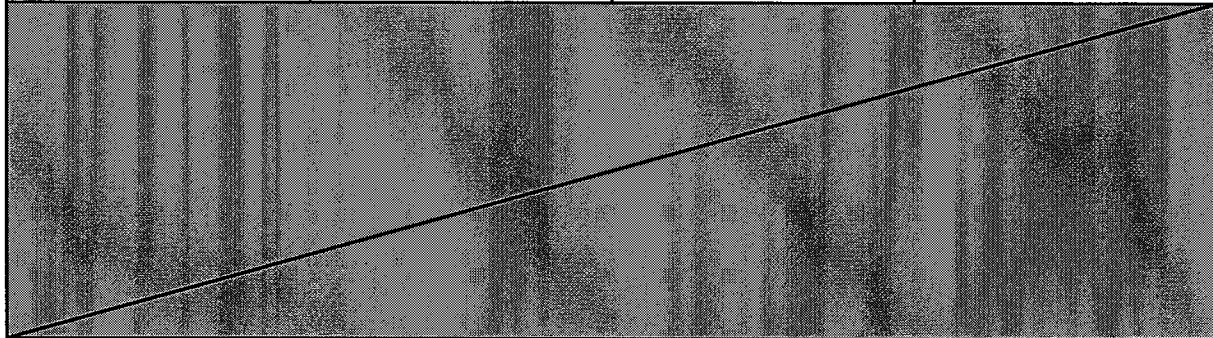
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
— t	— t	— t	— t
【目標】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
— t	— t	— t	— t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等（飛散性）	燃え殻（有害）
25.194 t	94.011 t	1.28 t	2.07 t
0 t	0 t	1.28 t	2.07 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
25.194 t	94.011 t	— t	2.07 t

(第4面)

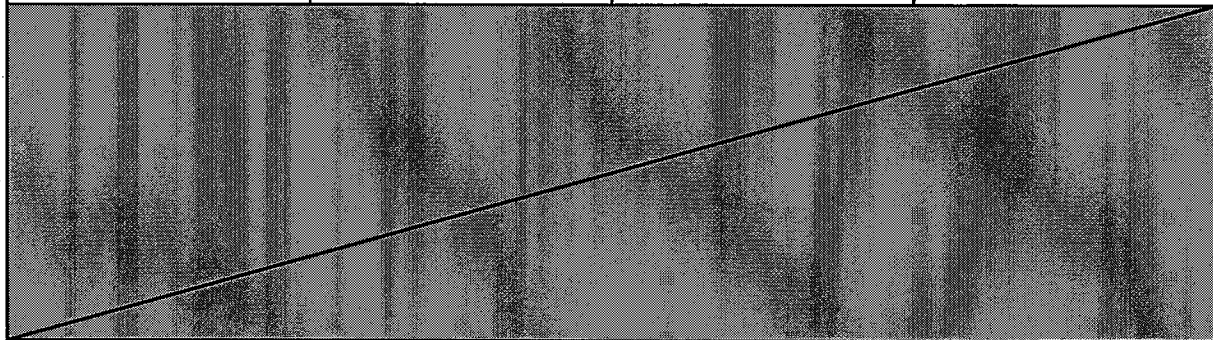
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
— t	— t	— t	— t
【目標】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
— t	— t	— t	— t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃油（有害）	汚泥（有害）	—	—
27.09 t	4 t	— t	— t
27.09 t	4 t	— t	— t
27.09 t	4 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(有害)
	全処理委託量	840 t	72 t
	優良認定処理業者への処理委託量	780 t	72 t
	再生利用業者への処理委託量	580 t	16 t
	認定熱回収業者への処理委託量	10 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	250 t	56 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良認定処理業者を選定する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度(令和4年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1246 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度同様電子マニフェスト対応実施</li> </ul>			
※事務処理欄			

【目標】			
強酸	強酸 (有害)	強アルカリ	感染性廃棄物
1.3 t	180 t	0.004 t	0.1 t
1.3 t	180 t	0.004 t	0.1 t
— t	— t	— t	0.1 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



【目標】			
廃PCB	PCB汚染物	廃石綿等 (飛散性)	燃え殻 (有害)
25 t	94 t	1.3 t	2.1 t
— t	— t	1.3 t	2.1 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
25 t	94 t	— t	2.1 t



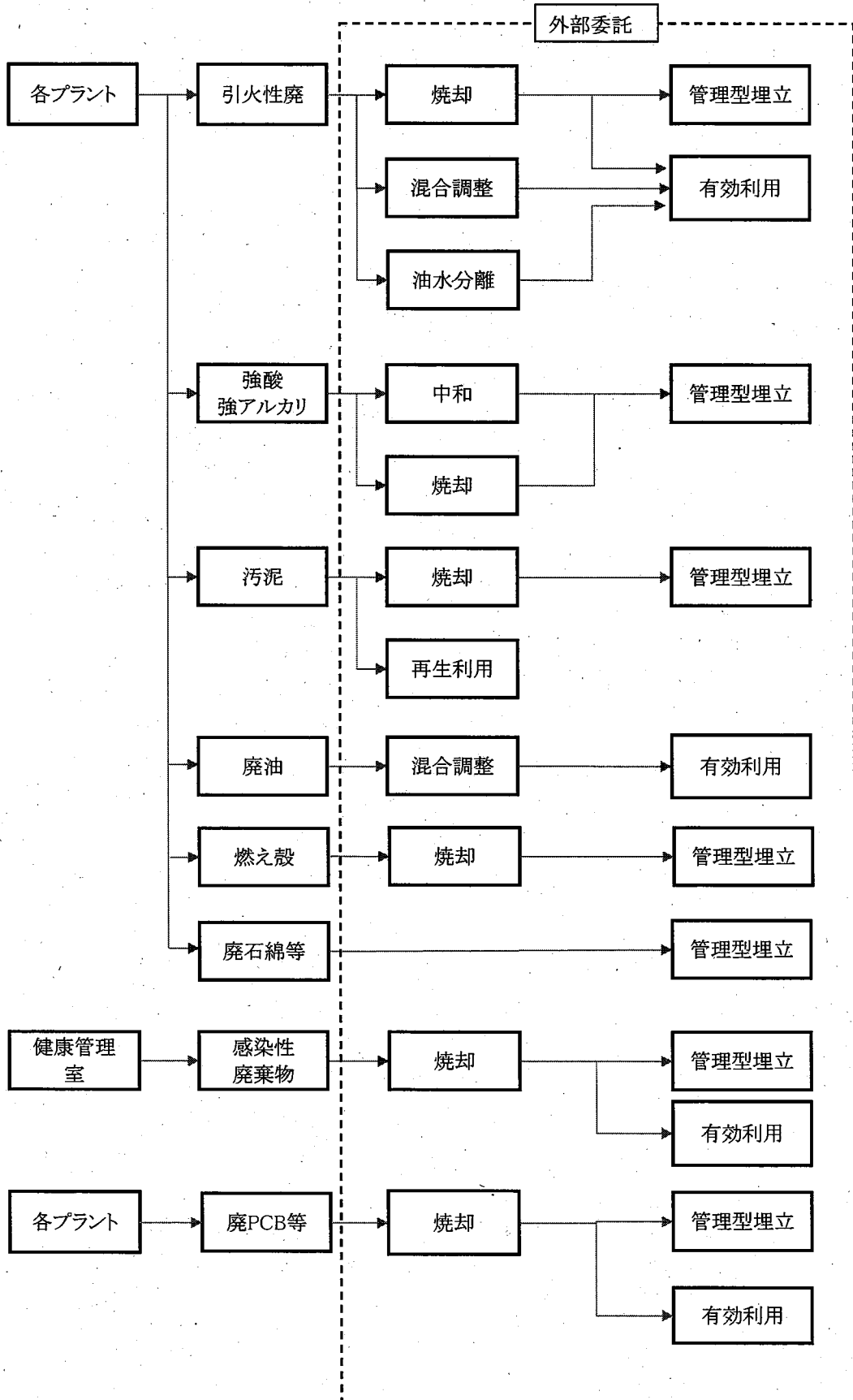


【目標】			
廃油 (有害)	汚泥 (有害)	—	—
27 t	4 t	— t	— t
27 t	4 t	— t	— t
27 t	4 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
(This section is intentionally obscured or redacted.)			

備考

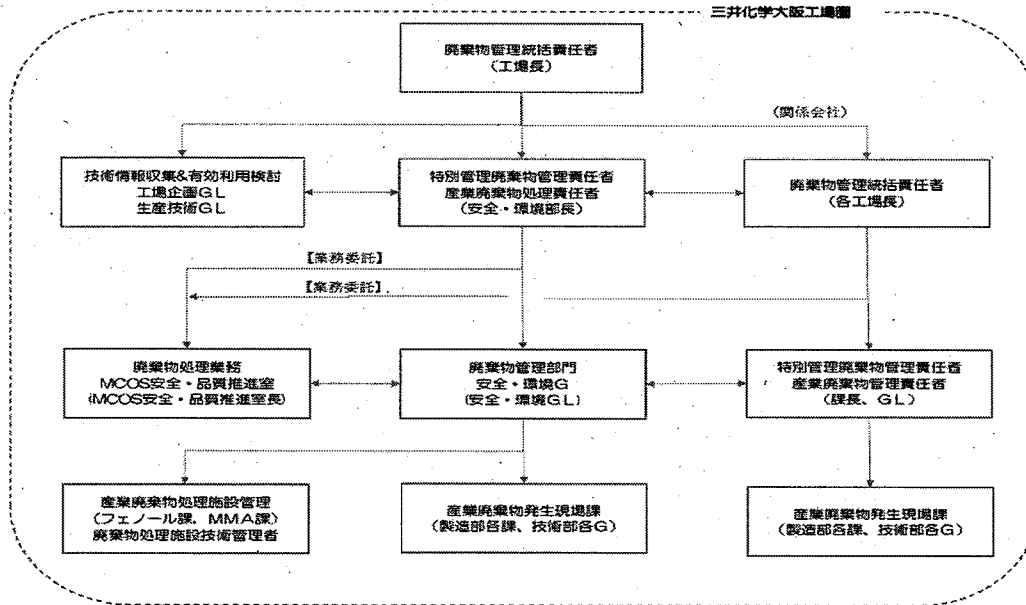
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理フロー図



【管理体制】

廃棄物の処理にかかる管理組織図



廃棄物管理統括責任者	・工場の廃棄物等に関する全般的な業務を統括する
特別管理産業廃棄物責任者 産業廃棄物管理責任者	・統括責任者を補佐し、廃棄物管理における講ずべき措置について指導・助言 ・管理下における廃棄物管理に関して講ずべき措置の実施
産業廃棄物発現場課	・廃棄物の保管、取扱い等の管理 ・廃棄物排出量、性状及びデータの集約、管理 ・廃棄物の減量化、再資源化に努める ・樹脂ペレット等の逸損防止に努める ・電子マニフェストシステム交付、処理状況の確認
廃棄物処理業務管理部門	・廃棄物処理処分に関する業者の選定、処理委託の管理 ・委託する業者の許可証及び処理施設等の確認 ・委託契約の締結手続き及び発注業務 ・廃棄物適正処理費用の算出 ・廃棄物の減量化及び有効利用のための検討 ・廃棄物に関する情報の収集
廃棄物管理部門	・産業廃棄物処理状況把握、業務の管理 ・廃棄物管理に関する指導及び助言 ・処理事業者の資格認定審査並びに承認 ・処理処分業者の査察、適正な処理処分の確認 ・法令等で定められた報告書等の作成及び提出 ・最新の知見、情報収集
技術情報収集 有効利用検討部門	・工場内廃棄物処理に関する技術情報収集及び支援 ・工場内処理計画の企画立案 ・経済性の向上に関する調査 ・廃棄物処理に関する技術情報収集 ・廃棄物有効利用、減量化に関する調査、検討の支援